

令和6年度第1回基山町総合教育会議

(要点筆記)

日 時：令和6年4月30日（火）午前11時00分～午後0時40分

場 所：基山町役場 4階 大会議室

出席委員：6人

松田町長、柴田教育長、田口委員、津川委員、福永委員、秋吉委員

欠席委員：0人

事務局：6人

企画政策課：亀山課長、原係長、村田主任

教育学習課：古賀課長、堤係長、音成指導主事、水田指導主事、中島係長

定住促進課：山田課長

産業振興課：大石課長、佐藤室長

まちづくり課：井上課長

健康増進課：村上課長

住民課：藤田課長

こども課：山本課長

傍聴者：1人

1 開会

2 町長あいさつ

3 教育長あいさつ

- 4 議題
- （1）基山町教育大綱第3期の改訂について
 - ・こども家庭センターについて
 - ・改訂内容について
 - （2）教育行政全般に関する懇談について
 - ・基山（キザン）の魅力発信について
 - ・基山町食育推進基本計画について
 - ・交通安全及び遠距離通学について

5 その他

6 閉会

1 開会

(事務局により開会)

2 町長あいさつ

総合教育会議とは、教育委員会は独立しているものの、町長部局との連携がとれていなければならないということで設置されたもの。独立性や連携というスタンスで考えることも大事だとは思いますが、一番考えなければならないのは基山町の子供たち、それから基山町にとって一番プラスになることを考えていけば、あまり難しいことを考えなくても良いのではと思っている。そういう意味ではフラットな形で基山町教育そして子育て全般の行政がより良くなるように色々なご意見をいただきたい。

4月1日からこども家庭センターという新しい組織が出来上がった。元々、保健センターの中に子育て包括支援センターがあったが、それを拡充する形でこども家庭センターをオープンし、様々な子育てに関する課題についてワンストップで対応する。庁舎1階の一番端にあったこども課を保健センターに移し、健康増進課も1階と2階に事務局が分かれていたものを全て1階に集約してこども課と健康増進課を向かい合わせに設置するといった形になっている。

先々週、こども家庭庁に3回目の訪問をして、「佐賀県で唯一、国の補助金を使って整備したのが基山町です。」とアピールしてきたが、様々な施策をこれからまた講じていかなければならないと思っている。こども家庭庁からは、「こども誰でも通園制度」という働いていなくても保育園等に0歳から2歳まで通わせられる制度を国が推し進めており、基山町も一時保育でそれに近いようなことをしているが、それを制度化するような動きがあるので、勉強してほしいと注文を受けた。

先週は文部科学省を訪問して、教育施設の整備担当課の方と話をしていたら、九州大学の事務局長をつい3月までしていたので、九州にはシンパシーを感じるということだったので、応援してくださいというような話をしてきたところ。

こういったことも含めて、今ある程度追い風になっていると思うので、それを少しでも活用して、後で出てくるが、多世代共生であったり、子供たちの健康増進の話であったり様々な課題が出てくるので、それについて様々な議論をしていけたらいいと思う。

一点だけ、今気になることとしては、一時期、子供の数が増えて良い感じになっており、人口も4年連続増えているという形になっているが、足元、子供の数が増えなくなっている。今はまだ小学校が増えているが、おそらくあと何年かしたらもう小学校も減り始め、特に今生まれているという感じで言うと、2月は4人、3月は3人しか誕生していないので、非常に厳しい状況になりつつあるというように思っている。今年度は一時期、「行政でやるべきではない」と思ってあまり行っていなかった婚活事業をまた、華々しくやっていきたい。今まで子育て支援を全部まとめて包括的にとっていたものを、もう子育て支援の前の妊娠であったり不妊治療であったり、その前の婚活であったりを通してやっていかないとなかなかうまくいかないと思っているところ。そういったことも含めて様々なことを今日皆様と議論をさせていただいて、少しでも基山町教育行政が良くなるようにと思っているので、様々なご意見をいた

だきたい。

3 教育長あいさつ

オール基山で子供の教育を支えるということで、教育委員会でも様々な教育施策を行っているが、やはり町長部局との様々な連携が欠かせない部分がある。

今年度、基山（キザン）の魅力発信等も行うようにしているが、その辺についても教育委員会だけでは不十分な点もある。今日は関係課に来ていただいているため、様々なご意見をいただければと思う。

また、食育に関しても、今、健康増進課を中心に進めていただいているが、そのことについても情報共有したいと思っている。また、遠距離通学への支援を昨年10月から始めて、定住促進課にはご迷惑をかけているが、これについては定例教育委員会で毎月のように協議を行っているところ。今回はバスが通っていないエリアについては、自家用車での送迎を許可しようということで通学許可証の発行あたりも考えている。

P T A並びに住民課に企画していただき、安全なまちづくり推進委員や交通指導員の方々からも意見をいただいた。それについてもぜひ情報を共有して良い教育施策ができるように努めていきたいと思っている。

（町長が議長となり進行。）

4 議題

（1）基山町教育大綱第3期の改訂について

（町長）

それでは、議題の基山町教育大綱第3期の改訂について事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

（事務局より説明。）

（町長）

今の事務局の説明を受けて何かご意見等はあるか。

（委員）

こども家庭センターの説明の中に、要保護児童対策事業というものがある。教育委員会の中でもいつもその部分を諮ってはいるが、今、基準として「1.3倍のご家庭に」ということがあるが、もうちょっと手を差し伸べられないかという内容のご家庭もあるので、その部分を今後より一層丁寧にしていただけたらありがたい。基準もやはりもう一度全体で考えていかなければならない状態になっているのではないかといいことも、今日の教育委員会の中でも出た。今の世間的な物価高なども含めて様々な状況が変わってきている中でどのように対応していったら、少しでも苦しいご家庭が、子供たちが、より楽しく学校に通えるのかというところを考えていくというのが必要。

せつかくこのような新体制を作ってくださったということなので、そのような部分もより心がけていただければありがたいなと思う。

(町長)

担当課からの回答に入る前に、おそらく今のご意見は要保護・準要保護の話と要対協の話が混ざってしまっているのではないかと思います。要保護・準要保護の話は教育委員会が担当する話であるが、要対協というのはいわゆるネグレクトや虐待などの問題であり、こども課が説明をしたのは要対協のこと。1.3 というのは何かの率か。

(教育長)

基山町は生活保護基準の1.3倍を準要保護の認定基準としている。

今日の、定例教育委員会の中で話題になったのが、今、基山は生活保護の1.3倍というところで準要保護を認定しているが、各市町によってそれぞれ違うので、20市町の状況をまず調べているという話をした。その一方で、今、食材費や光熱水費の高騰等もあるので、1.3という数値が今のままだと厳しいのではないかとということで、その辺も含めて少し見直しが必要という話が出た。そこも含めて、20市町の状況等も含めて協議していきましょうという話をしたところ。

(町長)

こども課より要対協の説明をお願いします。

(事務局)

要保護児童対策と私が申し上げた件について、児童福祉、母子保健の担当では、虐待を受けた子供やその可能性のあるご家庭、貧困の問題を抱えていらっしゃるご家庭、それからネグレクト、ヤングケアラー、非行少年少女などに対応する要保護児童対策地域協議会を設置している。年1回の全体の代表者会議と年4回の実務者会議ということで関係機関を集めて会議が行われている。日々の業務で言うと、万一何か対応する案件があった場合にはケース会議や対応の協議などを進めているところ。

(町長)

必要に応じてすぐに保護者さんと引き離すような措置も年間何件かはある。

(事務局)

年間数件そのような一時保護、保護措置というケースも出ている。

(町長)

そこは、最終的には県や警察と連携してやる形にはなっているが、本当に急ぐ場合は県や警察が間に合わないケースもある。だからそのあたりをもっと町で独自にやれるような方向に最終的にはなっていくと思うが、今はそこまではまだできていない。

国が去年の6月に教育振興基本計画を策定したので、基山町としては同年の7月く

らいに大綱を策定したかったが、県の大綱が策定に時間がかかり今年の1月になった。さすがに待ちきれなくて基山町は昨年11月に策定した。県の大綱の中で基山町が手をつけていないものが2つ程あってそのうちの一つが「県外からも含め、県内高校への進学者を増やす」というもの。基山町の立地としては福岡の私立を受けることは当たり前なので、あえて基山町の大綱には記載をしていない。

(教育長)

先ほど県の教育大綱の話が出たが、先日、県の教育委員会と教育長並びに基山町教育委員会代表で田口委員に出席いただき、意見交換会が行われた。そこで県の教育長が大綱を説明されたので、その際に意見を述べた。県の教育大綱については、例えば、不登校やいじめ、学力向上など県としてやらなくてはならないことの肝となるものが見えない部分があるので、ダイジェスト版のようなものだけではなく、できればホームページなどに詳しいところまで記述したものを別に作っていただきたいという意見を述べた。ただ、他の市町の教育長は絶賛されていた。本当にこの大枠だけで良いのだろうか少し不安に思っている。県の教育委員会で別に教育施策実施計画というものを出してあり、そちらでしっかり書いてあるので、教育大綱としてはこれがベストだというお話を聞いた。

(町長)

鳴り物入りの夜間中学についても県の大綱には記載がない。ある会議で「夜間中学の話も全く最近聞いていないがどうなったのか。」と聞いたらそれから3日後ぐらいに新聞に出てきた。やはり言わないと分かってもらえないのかもしれない。

例えばまいる一むについても熊本県なんかは自治体のまいる一むに国から補助金をもらってそれに県が裏負担をつけて、自治体が3分の1を負担している。しかし、佐賀県は県が運営するまいる一むに全ての国費を使っており自治体への支援はない。

これについては国が理解を示してくれて、県を経由しない方法で補助金を出してくれることになった。佐賀県とはこういったことを含めて非常に難しいやりとりをしていかなければならない。

(委員)

県の教育委員、教育長、教育委員会の合同会議で他の市町の方々とも話したが、やはり県がこれだけ簡素化して、ダイジェスト版のようなものを作っているのだから、市町の大綱ももっと縮めて楽にできるかなという人も中にはいらっしやった。武雄市などこれに似たような形で簡略化した教育大綱が出ているというのも事実であり、おそらく今後こういった方向に徐々に移っていくんだろうなという感じを受けた。

基山町はこの第3期の大綱が出来上がって、これで進むということに決めたが、文字が多すぎると、読む人も結構な労力が必要となり、この全文を頭に入れるというのはとても大変。そういうことを考えるとやはり今後の課題というのは、大綱そのものはもう少しスリム化して、重点を絞ってもいいのかなという感じを受けた。それから今後の改訂の際に、不要なものは削っていくが、ぜひ文章の多い部分はある程度簡略

化して表現するという必要かなと感じたところ。

(町長)

簡略化はしていきたいと思っている。

今後については例えば挨拶の中でも言ったが、これからやはり高齢者とその子供たちの交流というのがすごく大事になってくると思うので、多世代共創という言葉を使っているが、そういうのを施政運営方針なんかにも入れている。今後それらが施策の中でももう少し表に出てきて分かりやすくなったら、次の大綱など改訂の時にぜひそういった言葉も含めて考えることができたらいいいと思っているところ。

(2) 教育行政全般に関する懇談について

- ・基山（キザン）の魅力発信について
- ・基山町食育推進基本計画について
- ・交通安全及び遠距離通学について

(町長)

次に、(2) 教育行政全般に関する懇談についてということで、まずは基山（キザン）の魅力発信について担当課より説明をお願いします。

(事務局)

(教育学習課、産業振興課、まちづくり課より説明)

(町長)

今の説明を受けて何かご意見等はあるか。

(委員)

この基山（キザン）・基肆城だが、お金も時間もかけてすごく良いものができているなというように感じていて、それをやはり子供たちやご家族の方、高齢者の方、全ての方に楽しんでもらいたかった時に、豆本の作成やイベントの実施など、本当にたくさんの計画があると思うが、それをお知らせする方法として、今は紙媒体のものがすごく多いなと感じている。私は今、1歳と6歳の子供がいる世帯だが、そういう方たちが情報を集める手段としてSNSの活用がすごく多いと思う。これだけ良い事業をさせていただいていることが知られていないというのはすごく残念に思うので、ぜひSNSを活用していただきたい。

皆さん調べるときに、インスタグラムやツイッターを介して検索をかけられており、ヤフーなどで検索する方は少なくなっているのかなと思うからこそ、SNSのインフルエンサーを使うなど検討していただきたい。

(事務局)

今年度のこの基山（キザン）・基肆城プロジェクトは全般的にシティプロモーションを絡めて行うように予定している。

昨年度もInstagram等で随時発信をして、ホームページ等も併せてさせていただいた。今年度はマスメディアを活用したシティプロモーションの業務委託の条件として、この基山（キザン）・基肆城を周知、徹底することを仕様書に入れている。各事業の相乗効果を高めるためにも、今いただいたご意見等を反映させながら、より若い方たちに伝わりやすい方法で基山（キザン）・基肆城の魅力が伝わるように努めてまいりたい。

（町長）

他にありませんでしょうか。

私の方から、このような資料を作成する際には、必ず「植林の発祥の地」を入れるように。「植林の発祥の地」は、江戸時代に出てくる貝原益軒が賀島兵介と懇友であることや、日本書紀にも載っている話であることを含めてすごく大事なことです。それから、「あずまや」の漢字の統一ともう一つの四阿やオキナグサの情報をきちんと地図上に落とし込むように。場所が分からないという人は確かにいると思うので、そういったものをSNSや電子媒体できちんと見てもらえるようにしておくともた少し分かるのではないかと思います。

次の基山町食育基本計画について担当課より説明をお願いします。

（事務局）

（健康増進課より説明）

（町長）

今の説明を受けて何かご意見等はあるか。

（委員）

食育の話をするときは、いつもよく食育に絡んで地産地消という話が出てくるのではないかと思います。食育をするにあたって基山町で採れる食材や活用できるものがたくさんあるのではないかと思います。そういったものを今現在どれくらい使っているのか、この食育にどう盛り込んでいくようにお考えなのか教えていただきたい。

（事務局）

現在の地産地消の状況について、数量的には教育委員会の方で把握していると思うが、今年度取り組む点としては、基山町内の無農薬や減農薬で有機栽培をされている農家さんから直接産業振興課が農産物を買取り、地産地消と併せて環境保全型農業の推進を行いたい。予定としては年12回程度、農家さんの周知と環境保全型農業の周知ということでそのような取組をお願いしたいと思っている。

（事務局）

学校給食で基山町の食材を使うというのは毎回ではないが、令和5年度は2月に実施した。内容としては大根などを使った。学校給食は1,400食以上作るため、農家の

方と協議をしながらその時期の旬のもので材料として提供いただく量を確保できるものや、提供いただける量に合わせたメニューも作りながら、地産地消ができるような形で進めている。生産者の方や産業振興課と協議をしながら基山町の食材を使った学校給食を進めていきたい。お米については全て基山町産を使っている。

(町長)

今の委員の問いは、お米についてもそうだし、商工会を通じて八百屋さんとかいろんな組合で取り組んでいるから、それでどれぐらいの地産地消の比率があるかとか、その比率を少しでも高める努力をしていったら良いという問いだと思うので、ぜひそういうことはわかる範囲でチェックしていきながら、少しでも高める努力をしていただければ。イベント的にできるものはどんどんやっていけば良いと思う。

食育は大事だと思うのでこれからもまた様々なことに取り組んでいきたいと思う。最後に、交通安全及び遠距離通学について担当課より説明をお願いする。

(事務局)

(住民課、教育学習課より説明)

(町長)

今の説明を受けて何かご意見等はあるか。

資料のスケジュールの4月のところに学校長、保護者代表、PTAとの意見交換会とあるが実施したのか。今回の資料では、安全なまちづくり推進委員の皆さんや交通安全指導員の方の意見だけで、肝心の保護者の意見が全く見えないため、平等とはいえない。

(教育長)

4月にPTA会長さんと校長先生、教頭先生、教育委員会でまず、資料の最後につけている保護者への通知について話し合いを行った。下校時の乗り入れなども記載していたが、下校については特に問題ないと学校から意見があったため、その記載を外した。また、PTA会長の名前も入れて3名の合同で出すというところで、PTA会長にも内容を確認いただき、PTA執行部でも情報共有をお願いしたところ。

(町長)

バスについて、そもそも2区の方から強いご意見があって意見交換をしたような背景があったわけだがその辺りは大丈夫か。

(教育長)

バスについてPTA会長さんも必要ないというスタンスだった。先日の安全なまちづくり推進委員の皆さんや交通指導員さんとの協議でもぜひバスをとったご意見はなかった。2区の方からも現状のままで良いのではないかとということで、スクールバスの必要性に関する意見は全く出なかった。

学校やPTA会長さんからもスクールバスの検討をすべきという話はなかったの
で、教育委員会としては自家用車送迎許可書を発行した上で、該当の49名に意見を
聴取して、今後どうすべきかというところを考えていきたい。

(町長)

要望をされている方たちが少人数でもいらっしゃるのは間違いないわけだが、「大
半の方の意見がバスは不要なんです」というような感じになってしまっていないか。
意見交換の場にその要望をされている方たちが出席されているのであれば、問題ない
と思うが、今でも問合せメールなどでご意見をいただいている。そこを曖昧にして動
き出してしまうのは良くないので、きちんとした方が良い。

(教育長)

2区で今、一番不安の声が上がっているのは、今はコミュニティバスを使えている
ので良いが、将来なくなるのではないかとということ。これについては継続できるよ
うに努力していきたいと答えている。他に、現在2区で10名が利用しているが、小松
のところで大人の方が乗ってこられた結果、子供が2人掛けのところに3人乗らな
くてはいけないことや、2区の公民館の前で乗れなかったらどうするのかといった質
問もあった。それらについては、定住促進課の方から確認をしてもらい、「バスの運
転手はその時点でタクシー会社に連絡をして他の車両を出してくれるため、いつ来
るか分からないといった状態にはならない。」ということをお答えしている。

(町長)

気になるのは一度協議を行っているということなので、2回目をして決着をつけて
いた方が良いのではないかとということ。そこはご検討いただければと思う。

バスについてはすでにいろいろ議論がされていると聞いているので、交通安全の方
とかで何かご意見はないか。

(委員)

資料の通知文(案)の書き方について、私が以前聞いた説明では、学校内には基本
的に車は入ってほしくないということだった。この書き方では、「登校の7時半から
8時まではしないでください。」という意味にとれるので、それ以外の時間帯であ
れば大丈夫なのか。また、放課後は基本的には車が入ることは問題ないと学校では言
っているようだが、本当にそれが大丈夫なのか。そのあたりの文言をきちんと改めて、
「基本的には自家用車が学校に入ってくることは禁止だが、それを踏まえてこうい
った案を出している。」という書き方をしなければならないのではないかと。

(教育長)

以前の定例教育委員会でお示した時はもう校内への車両乗入れは禁止というこ
とで原案を作ってきた。今、学校の現状を校長先生やPTA会長に聞いたところ、放
課後等デイサービスの車を学校前で待たせなくなった結果、保護者の送迎の車で混雑

することが無くなったため、放課後に関しては特に規制をしなくていいだろうとのことだった。また、遠距離通学の対象者が 49 名だが、ここがすべて迎えに来られているわけではない。放課後児童クラブに行っている子や放課後等デイサービスに行っている子もいて、下校時刻も学年によって違うというところもあり、下校に関しては記載しなくて良いということになった。

(町長)

この通知文（案）については、私も今初めて見たが、これだとまず、「7 時半から 8 時」というのがポイントになっていて、この許可書を持っていたら「7 時半から 8 時」の間も大丈夫なのか、逆に「7 時半から 8 時」以外であれば誰でも乗ってきて良いのか、その辺がはっきりしていない。7 時半から 8 時の間は許可書を持っていたとしてもダメなのか。

(教育長)

はい、7 時半から 8 時までではどなたも車の乗り入れはダメということ。

(町長)

では、7 時半から 8 時以外や放課後であればこの許可書が無くても大丈夫なのか。

(教育長)

その通りになる。

(町長)

それでは許可書の意味がない。

(教育長)

中央公園、公民館跡地駐車場などは財政課で「関係者以外の立ち入りを禁ず」と書いてあるので、そこは許可書があれば降ろして良い場所とする。その他、例えば運動会等があった時に、今は皆さん歩いて来てくださいとお願ひしているところを、許可書を持っている人は旧保育園跡地などに入れるということで、許可書の意味を出す。

(町長)

この文章では分かりづらいと思う。

(委員)

最初は、「基本的に学校への車の乗り入れはダメです。しかし遠距離通学の方は免除します。」というシンプルな話し合いだったのが、時間帯の情報が入ることで分かりづらくなっていると思う。最初のシンプルな方法で良いのではないかと思う。

(町長)

通学距離が2キロ以上もしくは身体に何らかの不自由がある方など、許可書を持っている人については校内への乗り入れを許可するとした方が良い。許可書の意味合いが、「立ち入り禁止のスペースを利用することができる。」では非常に分かりづらい。

(教育長)

許可書を持たない人が車に乗ってきてはいけないのは大前提。送迎を許可しているのは2キロ以上だけ。

(町長)

であれば、もっとはっきりそう書くべき。この通知文では、ある時間帯は誰でも送迎が可能と見える。それか最初に許可書の記載があって、「ただし、7時半から8時までは乗入れ不可」とする方がすっきりするのでは。

(委員)

長崎屋さんの前の駐車場といってもそこに随時誰かが立っているわけではないということであれば、許可書など関係なく利用する人が出てくる。そこにきちんと差別化が図られるべき。

(委員)

乗り入れをして良い場所を知っているのは遠距離通学者だけで良いので、表題は「校内への自家用車の乗り入れ禁止について」として、禁止であることを伝えた上で、特例があるということを記載した方が良い。

(教育長)

この通知を見て、許可書が発行されている人も「7時半から8時は乗ってきてはいけない」と皆さんに理解してもらいたい。

(委員)

はっきり乗り入れ禁止と言っていた方が分かりやすい。それが前提にあつてからの特例の許可書。そして、「許可書を持っても乗降場所はここです。」と伝えた方が良い。

申込書の件だが、どこに提出してどのように許可書がもらえるのかが分かりづらいので、受け取りまでに要する時間や受付期限などを含めて詳細に書く方が良い。

また、コミュニティバスを活用してということで、担当課の方ともいろいろご相談させてもらっているが、例えばダイヤ改正の時にもう少し通学に寄り添ったやり方にしようというのは無理なのか。

(事務局)

コミュニティバスについては毎年10月にダイヤ改正を行っており、令和5年10月

に改正した時も教育委員会と協議をして、始発の時間を子供たちの通学に合わせられるように 10 分遅らせている。現在は 2 区と 7 区の子供さんには概ね対応できている状況であるが、4 区の 3 キロ以上の子供は始発の時間を遅らせているので、学校に着く時間に間に合わない。始発の時間を元に戻して 10 分早くすればギリギリ間に合うというような形だが、バス 1 台で回っているためどうしても全てに対応するのは難しい。

(町長)

ダイヤ改正で対応できるものは対応してきたし、今後もその可能性はゼロではないが、大概やってきているので、もうそこに期待をかけていただくのはつらいという感じ。ただ、何か良いアイデアがあればまた臨機応変に対応していく。

この最初の校門からの車両乗入れ禁止の通知については、「禁止の徹底について」ということでお知らせして、時間帯の記載を全部無くし、基本的にだめだと伝えた上でけがをしている人などは別途申し出てくださいますとする。そして 2 番目に「その中で今回新しく許可書をつくった。許可書はこういう内容のものです。ただし、許可書を持ってもこの時間帯は校門からの乗入れはできませんので指定の場所に停めてください。」という感じ。

(委員)

大事なものは、「学校の敷地内には車を入れてはいけません。」ということ。これは大原則で、これを知らない人が勝手に入って駐車しているので、それはもう全面的に禁止する。全保護者はそれさえ分かっているからいいので、「けがしている場合や通学距離が 2 キロ以上の場合には別にご相談ください。」とすればいい。2 キロ以上の方は 49 人しかいないので、その 49 人だけに「あなたたちには許可書を発行するから手続きをしてください。」と乗入れ可能場所を明記して通知する。他の関係ない保護者がこの内容を知った場合、「遠距離通学の人たちがこの場所で降ろすのであれば、空いていれば自分たちも停めてもいいよね。」という人が出てくる。

(町長)

ただ、その整理の仕方をすると、「校門からの車の乗入れは禁止となっているはずなのに、なぜあの人たちだけ停めているのか。」という話になる。だから許可書の話も皆に分かってもらわなければならない。

(委員)

「通学距離が 2 キロ以上の方は別に許可書を発行します。」とだけ記載して、細かい話は対象者にだけ別紙をつくれればいい。送迎場所や時間帯の話を一緒にしてしまうから分かりづらくなってしまう。

(教育長)

この文書については、今の協議の内容を踏まえて再度検討してから修正の上、配布

することとする。

5 その他

(町長)

その他意見はあるか。

6 閉会

(その他意見がなかったため閉会。)

～午後 0 時 40 分閉会～